

## 平戸市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月25日（月） 午前9時30分から午前10時32分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員（農業委員18人）

会長 19番 丸田 保

会長職務代理者 8番 川村 政幸

農業委員

1番 蜜山 隆満 2番 岡村 勝彦 4番 小川 隆友 5番 本山 勝茂

6番 松本 一郎 7番 谷本 雅嗣 9番 前川 一夫 10番 棚屋 可恵

11番 青崎日出男 12番 大山 荒助 13番 山下 忠平 14番 松山 浩幸

15番 藤沢 和正 16番 大山 光敏 17番 福田 延之 18番 永田 守

（最適化推進委員 13人）

赤木 重夫 前原 正行 山口 隆徳 川口 政基 永田 順三

濱崎 保久 川口 達次 野元 義和 松本 浩 吉村 和好

中村 正利 村尾 昌彦 山村 茂巳

4. 欠席委員（農業委員1人、推進委員5人）

3番 阿部 榮

（推進委員） 松尾 正幸 宮田 克幸 富岡 敏 森 健雄 末吉 清彦

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告第26号 農地法第3条に係る合意解約について

報告第27号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第75号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第77号 空き家に付属した農地の指定の解除について

議案第 78 号 第12回農用地利用集積計画（案）について  
議案第 79 号 第11回農用地利用配分計画（案）に対する意見について  
議案第 80 号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

## 第6 閉　会

### 6. 事務局

#### 農業委員会

事務局長 吉村 藤夫 総務農地班長 橋口 健  
主査 山本 寿子 主任主事 大石 英樹  
農林課  
主査 村瀬 泰大

### 7. 傍聴人の数 なし

### 8. 公開・非公開の別 公開

### 9. 会議の概要

#### ○事務局長

定刻となりましたので、ただ今より平成30年度3月期 第12回総会を開会いたします。はじめに丸田会長がご挨拶を申し上げます。

#### ○丸田会長

皆様おはようございます。本日は3月期の第12回総会をご案内いたしましたところ皆様方には大変ご多忙の中にご出席頂きまして誠にありがとうございます。

皆様方もご承知かと思いますが、4月の人事異動で吉村事務局長が異動となりました。教育委員会に行かれることで、局長に置かれては異動先でのご活躍をお祈りいたします。

また、新たに税務課より楠富新局長が異動してまいります。皆様方のご協力をお願いいたします。

さて、本日欠席の阿部委員さんが先日、会合の帰り道に転落事故に遭い、首の骨を折る重傷事故に遭っております。絶対安静とのことで田平の病院に入院しておりますが、一日も早いご回復をお祈りするばかりであります。また、皆様におかれても農作業が忙しくなる時期でもございますのでくれぐれも事故に遭わないようお気をつけください。

本日の議案ですけれども、報告事項を含めて9件の議案審議をお願いするものでございます。どうか最後まで慎重なるご審議を頂きますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は「3番 阿部榮」委員、最適化推進委員の松尾正幸委員、宮田克幸委員、富岡敏委員、森健雄委員、末吉清彦委員から欠席の届出があっておりまので、ご報告いたします。

よって、出席委員は定足数以上であり、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は、丸田会長にお願いいたします。

○議 長

それでは、日程第3の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員及び書記の指名をいたします。

議事録署名委員に、「9番 前川 一夫」委員と「10番 棚屋 可恵」委員にお願いをいたします。

書記には事務局職員の山本主査を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

次に日程第4、3月期の会務報告と、4月期の行事予定を事務局長が行います。

○事務局長

それでは初めに3月の主な会務報告をいたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

(3月会務報告を報告)

次に4月の行事予定を申し上げます。

(4月行事予定を報告)

以上が会務報告及び行事予定であります。

○議 長

会務報告が終りましたので、ここで、次回、平成31年度・4月期の総会日程を、あらかじめ決め

たいと思います。次回総会を4月26日(金曜日)午後からとし、場所は、平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、次回総会を4月26日(金曜日)午後からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《報告第26号 農地法第3条に係る合意解約について》

○議長

これより議事に入ります。はじめに報告第26号「農地法第3条に係る合意解約について」を議題といたします。事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第26号「農地法第3条に係る合意解約について」です。2ページをお願いします。整理番号1番は中間管理機構による貸借に移行するため解約するものです。整理番号2番は農地法第3条の許可申請のため解約するものです。

(報告第26号を朗読:2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第26号については、届出のとおり処理済といたします。

《報告第27号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》

○議長

次に、報告第27号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。  
事務局より、提案説明を求めます。

○事務局

報告第27号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」です。3ページをお願いします。整理番号1番から4番までについては貸し人の都合による解約です。整理番号5番は農地法第3条の許可申請のため解約するものであります。

(報告第27号整理番号1番から5番を朗読:5件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。

報告第27号については、届出のとおり処理済といたします。

《議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について》

○議長

次に、議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。  
事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。整理番号1番は、大石脇町字稻子の田で1筆、 $317\text{m}^2$ を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号2番は、田代町字前田の畠・田で計4筆、 $276.39\text{m}^2$ を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号3番は、田代町字前田の田で1筆、 $786\text{m}^2$ を経営規模拡大のため所有権移転を売買で行うものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号4番は、津吉町字黒地田の畠で1筆、 $98.39\text{m}^2$ を経営規模拡大のため所有権移転

を売買で行なうものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号5番は、田代町字前田他の田で計6筆、3, 485m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行なうものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号6番は、春日町字井手原の田で1筆、162m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行なうものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号7番は、神船町字後新田の田で1筆、1, 996m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行なうものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号8番は、大山町字深田の田・畑で計3筆、2, 226. 39m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行なうものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

整理番号9番は、田平町福崎免字東野畠他の田・畑で計14筆、10, 522m<sup>2</sup>を経営規模拡大のため所有権移転を贈与で行なうものであり、譲受人の耕作面積は下限面積以上であります。

詳しくは別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

(議案第74号を朗読:9件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言がある方は挙手を願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第74号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第74号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第75号 農地法第4条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

## ○事務局

議案第75号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。6ページをご覧ください。整理番号1番の申請農地は小田町字船越の畠で2筆、1,033m<sup>2</sup>です。太陽光発電施設建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっております。敷地にそのままで太陽光施設を設置し、雨水は道路側溝に流す計画で周りの農地には影響はなく日照、通風にも問題は無いと思われます。

整理番号2番の申請農地は早福町字霜ノ下の田で1筆、160m<sup>2</sup>です。以前倉庫を建てた折、倉庫敷地については転用申請を行なっておりましたが、その入り口の通路については申請しておらず、そのまま使用していたもので20年以上経過しているもので、今回県の追認事項として承認されたものであります。農地種別は第2種となっております。周りに農地も無く日照、通風にも問題は無いと思われます。

(議案第75号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

## ○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。なお、2番の案件については県の追認事項でありますので、地区担当委員の補足説明は省略いたします。それでは、1番をお願いします。

## ○委員

3月15日の午後2時から現地の確認に南部地区農業委員と推進委員、申請人と事務局と立ち会いまして確認をいたしたわけでございます。ただ今の説明がありましたとおりで、こうして見れば畠も立派に整地されているようでございますが、もう何十年前から耕作はしておらずに自己保全として、毎年草を払うし、耕耘もしているということでございます。隅の方に少しネギのようなものを植えておりましたが、他にも近くに野菜を作る畠はあるということで、今回そうした太陽光を取り付けるということで申請されているようです。現地確認の結果、家が近くにあるわけですが、そうした人たちにも迷惑はかかるないような事で了解ももらっていることですし、雨水等についても自然流下するということでもあります。全員でいいのではないかと結果をまとめて帰りました。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

## ○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第75号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第75号については、原案のとおり決定いたします。

《議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について》

○議 長

次に、議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案第76号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。7ページをご覧ください。

整理番号1番の申請農地は岩の上町字辻の畠で1筆、455m<sup>2</sup>です。住宅建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、所有権移転を売買で行ないます。

周辺農地には日照、通風にも問題は無いと思われます。合併浄化槽を設置し排水・雨水は配水管で道路側溝に排水することとなっております。

整理番号2番の申請農地は田平町小手田免字唐舟の畠で1筆、729m<sup>2</sup>です。太陽光発電施設建設のための転用申請です。農地種別は第2種となっており、所有権移転を売買で行います。太陽光施設を設置し排水も特に問題なく周りの農地については日照、通風にも問題は無いと思われます。併用地として山林にも設置予定であります。

(議案第76号を朗読、パワーポイントを併用して説明:2件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。

## ○委 員

番号1番の補足説明をさせていただきます。3月15日の9時40分頃から農業委員、推進委員6名、事務局2名、申請代理人1名の計9名で現地確認を行いました。説明にもありましたとおり本件土地は元々は宅地であった土地を平成25年の国土調査にて農地に地目変更された土地で、現況は以前花を植えていたのかなあということでございましたが概ね荒廃した農地でございました。本件土地は住宅建設を計画し、市道からかなり入り込んだ土地で、都市計画法上は区域外、用途指定区域外であり、農地法上では第2種農地ということで、排水については浄化槽を設置して生活雑排水については道路までかなりの長い距離を塩ビ管を引いて埋設して最終的に道路側溝に流すということで、また、当該土地の近くにありました農地についても平屋建てということもあり、日照、通風にも影響は無いと思料します。ご審議の程よろしくお願ひします。

## ○委 員

番号2番の補足説明をいたします。3月15日午前9時頃から田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行いました。申請地は現在荒廃している農地でありまして、申請人は県内で太陽光施設を手がけている業者であります。雨水については先ほどいわれましたように自然流下で行なうということで、申請農地周辺には、現在耕作をしてある畠も少しありますが、日照、通風などに支障を及ぼすような影響はないように見受けられました。申請農地だけでは少し足りず、先ほど写真であったような竹やぶの方にも太陽光施設を設置するということでパネルを180枚程度で、周りの住民とか区長さんにも了解を得ているとのことでした。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

## ○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに地区担当委員さんからの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手願います。

(質議なし)

## ○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第76号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○議 長

異議がないということですので、議案第76号については、原案のとおり決定いたします。

### 《議案第77号 空き家に付属した農地の指定の解除について》

#### ○議長

次に、議案第77号「空き家に付属した農地の指定の解除について」を議題といたします。  
事務局より提案説明を求めます。

#### ○事務局

議案第77号「空き家に付属した農地の指定の解除について」です。議案書8ページをご覧ください。

申請農地は大久保町字綱場の畠で1筆、274m<sup>2</sup>です。前月の総会で指定を行なった農地ですが、申請人より指定の解除について申し出があつてあります。

#### ○議長

ただ今、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。発言のある方は举手願います。

(質議なし)

#### ○委員

空き家は取得し、農地は借りるということですか、もう少しくわしくお願いします。

#### ○事務局

所有者の方が空き家バンクに登録する際に、農地もそのまま売買したいということで行なったんですが、空き家バンクに付属した農地を取得する場合にはU・Iターン者であればそのまま取得できるんですが、市内居住者の場合には貸借でしかできないという部分を理解できていなくて、そのまま登録の申請を出していたもので、本人さんの意向としては宅地をできるだけ早く売買したいことから取り下げの申請があつたものであります。

#### ○議長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので質疑を終結し、採決に入ります。

議案第77号については、原案のとおり空き家に付属した農地の指定を解除することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第77号については、原案のとおり空き家に付属した農地の指定を解除いたします。

《議案第78号 第12回農用地利用集積計画(案)について》

○議 長

次に、議案第78号「第12回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第78号「第12回農用地利用集積計画(案)について」です。議案書9ページから11ページになります。

10ページをお開きください。整理番号1番は、利用権設定各筆明細の賃貸借で再設定1件、の計6筆、計3, 322m<sup>2</sup>です。

整理番号2番、3番は所有権移転各筆明細で認定新規就農者が農地を取得する案件です。合計2筆の計4, 634m<sup>2</sup>です。

整理番号4番から6番までは利用権設定各筆明細の中間管理機構を利用した賃貸借で新規設定3件、計6筆、計7, 094m<sup>2</sup>です。

整理番号7番は中間管理機構を利用した使用貸借で、新規設定1件、計1筆、計1, 917m<sup>2</sup>です。

(整理番号1番から7番を朗読:7件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質議ございませんか。

○委 員

1番の案件は折角、再設定ですので中間管理機構については話をされたんですか。

○事務局

本人には機構との貸借を含めてお話をさせていただいたのですが、先ずは貸借を行ないたい。後々地域で中間管理を取り組む場合はお願いしますよと話をさせていただきました。

○議 長

他にございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第78号については、集積計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第78号については、集積計画のとおり決定いたします。

《議案第79号 第11回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》

○議 長

次に、議案第79号 「第11回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題いたします。はじめに整理番号1番から6番までを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第79号 「第11回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」です。議案書12ページから14ページになります。13ページをお開きください。

整理番号1番から4番までは、農地中間管理機構による使用貸借で新規設定4件、計9筆、計14, 771m<sup>2</sup>です。

14ページをお願いします。整理番号5番、6番は、農地中間管理機構による賃貸借で新規設

定2件、3筆、計2, 647m<sup>2</sup>です。

(整理番号1番から6番までを朗読:6件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

何かご質議ございませんか。

(質議なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第79号の整理番号1番から6番までについては、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第79号の整理番号1番から6番までについては、配分計画のとおり決定いたします。

○議 長

次に、同議案の整理番号7番についてを議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による議事参与の制限規定により「6番 松本一郎」委員の退席を求めます。

(松本委員退席を確認してから)

○議 長

それでは、事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第79号の整理番号7番になります。農地中間管理機構による賃貸借で新規設定1件、計3筆、計4, 447m<sup>2</sup>です。

(整理番号7番を朗読:1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
何かご質議ございませんか。

(質議なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。  
議案第79号の整理番号7番については、配分計画のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第79号の整理番号7番については、配分計画のとおり決定いたします。

○議長

それでは、「6番 松本一郎」委員の入場を求めます。

(松本委員入場を確認してから)

《 議案第80号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について 》

○議長

次に、議案第80号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第80号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」です。

議案書の15ページをお願いします。平成30年8月14日付けで農地法第5条の一時転用許可がなされている案件ですが、県工事のトンネル掘削において追加工事が発生し工期が延長されたため、一時転用期間を延長する計画変更承認申請がなされたものであります。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第80号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第80号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

○議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理について、これを議長に委任することに決しました。

日 程・第6(閉 会)

○議 長

これをもちまして、平戸市農業委員会 平成30年度 第12回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

— 午前10時32分 終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

農地法第3条調書

農地賃借料情報の公表について

農業委員会総会等予定表について

農業委員・農地利用最適化推進委員連絡網

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

主査 山本 寿子

議事録署名

平成31年4月 日

会長 丸田 保 印

9番委員 前川 一夫 印

10番委員 槙屋 可恵 印